

I 補助金の対象者

Q I - 1) 補助対象事業者は。

A I - 1)

補助対象事業者は、市内に事業所を有する中小企業基本法第2条に規定する中小企業者や常時使用する従業員が300人以下の各種法人や組合等になります。

※参考：補助対象者

次のいずれかに該当する市内に事業所を有する者

- ①中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
 - ア 市内に事業所を有する個人
 - イ 市内に事業所を有する会社
- ②医療法人または社会福祉法人
- ③中小企業者等協同組合、協業組合、協同組合等、農事組合法人、一般社団法人、一般財団法人
- ④法人税法上の収益事業を行う特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人
- ⑤本市に主たる事務所及び活動拠点を有する商店街組織

※②～④は常時使用する従業員が300人以下

◆中小企業基本法の中小企業の定義は。

中小企業基本法第2条第1項各号で、次表のように規定。

業種	中小企業 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金または 出資の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5000万円以下	100人以下
④小売業	5000万円以下	50人以下

Q I - 2) 補助金の対象者に農業者・漁業者を含むか。

A I - 2)

対象者は、農林水産業従事者を含む、市内中小企業者等としています。

Q I - 3) 個人事業主にはどんな方が該当するか。

A I - 3)

申請日時点において、市内に事務所又は事業所があり、事業を営む個人であって、給与収入及び雑所得に係る収入よりも事業収入が多い方が対象です。また、開業届を提出している方又は所得税の確定申告により事業収入を申告している方が対象となります。

Q I - 4) 介護施設や病院は対象となるか。

A I - 4)

社会福祉法人や医療法人なども対象となります。

Q I - 5) 個人事業主で住民票上の住所は市外だが、事業所は市内（宇部市）にある。対象となるか。

A I - 5)

市内に事務所又は事業所が所在しており、事業活動の確認ができれば、市外在住であっても対象となります。

Q I - 6) 個人事業主でインターネット販売のみを行っているが、対象となるか。（フリーランスも同じ）

A I - 6)

対象となります。ただし、A I - 3) の要件に該当することが必要です。

**Q I - 7) 市内に事業所を有するとは、どういう要件か。
市外に本社がある市内事業所でも対象になるのか。**

A I - 7)

本社の所在地にかかわらず、店舗、工場、事務所、支店等が市内に所在していることが補助対象者の要件となります。

Q I - 8) これから起業する者は対象になるか。また、事業期間は一定以上必要か。

A I - 8)

申請時点において市内で事業を行っている事業者が対象となります。そのため、申請していただく時期は起業後となります。事業期間は特に定めませんが、導入後、5年以上、市内で事業を継続する意思があることが必要です。

Q I - 9) フランチャイズのコンビニも補助対象者になるか。

A I - 9)

フランチャイズも補助対象者に該当すれば対象となります。ただし、全国チェーンの直営店舗等で補助対象者に該当しない場合は補助対象外となります。

Q I - 10) 常時使用する従業員の定義はなにか。

A I - 10)

労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を常時使用する従業員とします。なお、同法21条には、「予め解雇の予告を必要とする者」に当たらないものが挙げられています。判断に迷う場合は、労働基準監督署に相談してください。なお、会社役員、個人事業主は、常時使用する従業員には含まれません。

Q I - 11) 令和7年度に省エネ設備導入補助金の申請をして、補助金の交付を受けたが、令和8年度も補助金の申請ができるか。

A I - 11)

令和7年度に補助金の交付を受けた方も、令和8年度の補助金の申請は可能です。

II 補助対象設備

Q II—1) 対象となる省エネ設備は。

A II—1)

要件	製品の種類
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づいて定められた機器ごとの省エネ基準達成率100%以上の製品	エアコン LED照明機器(電球のみ交換は除く) 冷凍冷蔵庫 温水機器（ガス・石油） エコキュート
経済産業省が実施する「省エネルギー投資促進支援事業」において、補助対象設備として登録、公表されている製品 (令和7年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金(Ⅲ)GX設備単位型/Ⅲ)設備単位型 補助対象設備一覧の製品)	高効率空調（業務・産業用エアコン） 産業ヒートポンプ、業務用給湯器 高性能ボイラ 高効率コージェネレーション 低炭素工業炉 変圧器、冷凍冷蔵設備 産業用モータ 制御機能付きLED照明器具 工作機械、プラスチック加工機械 プレス機械、印刷機械 ダイカストマシン

※省エネ基準達成率100%以上の製品については、

「省エネ型製品情報サイト」〔<https://seihinjyoho.go.jp>〕をご覧ください。

※省エネルギー投資促進支援事業費補助金(Ⅲ)GX設備単位型/Ⅲ)設備単位型補助対象設備一覧の製品については、「SII：一般社団法人 環境共創イニシアチブ」

〔<https://sii.or.jp/setsubi07r/search/>〕をご覧ください。

Q II—2) 既に導入（購入）している省エネ設備は対象となるか。

A II—2)

市からの交付決定後に導入（購入）した省エネ設備が補助対象となるため、交付決定前に導入（購入）を行っている場合は、対象外となります。

Q II—3) 複数の省エネ設備を導入した場合、対象になるか。

A II—3)

導入した省エネ設備の数によらず、1事業者につき1回限りの申請となるため、複数の省エネ設備を異なるタイミングで導入する場合は、1回の申請にまとめて提出することで対象となります。ただし、補助金額は40万円が上限となります。

Q II—4) 導入のタイミングが異なる複数の省エネ設備を導入する予定だが、製品の種類ごとに分けて申請をした方がよいか。

A II—4)

交付申請は同一事業者につき1回限りとしています。異なるタイミングで導入する場合であっても、まとめて申請してください。

Q II—5) リースやレンタルは対象となるのか。

A II—5)

中古品の購入やリース、レンタル品、LED照明の電球のみの交換等は対象外となります。

Q II—6) 新規導入、買替のいずれの省エネ設備も対象となるか。

A II—6)

いずれも対象となります。

Q II—7) 市外の業者から購入した省エネ設備は対象となるか。

A II—7)

市外業者からの購入は対象になりません。市内に事業所がある法人又は個人から購入した省エネ設備が対象です。

Q II—8) 交付決定後、予定していた省エネ設備の入荷が遅れ、別の省エネ設備に変更しなければならなくなったがどのような手続きが必要か。

A II—8)

宇部市中小企業者等省エネ設備導入補助金変更申請書（様式第4号）と変更内容が確認できる書類を提出し、市の承認を受けてください。なお、補助対象経費の目的を実質的に変更するものでなく、省エネ設備の導入に影響のない程度の変更で交付決定額の内20パーセント以内の減額であれば変更申請は必要ありません。ただし、先に決定した補助金交付額以上の金額への変更は認められません。

Q II—9) LED照明機器からLED照明機器に交換する場合も対象となるか。

A II—9)

LED照明からLED照明に交換などの場合は対象外となります。

Q II—10) LED照明機器について、電球の交換だけでも補助対象となるか。

A II—10)

電球のみの交換等は対象となりません。LED照明機器そのものの入れ替え及び入れ替えに伴う据付工事費等が対象となります。

Q II—11) 老朽化又は壊れている既存設備を更新したいが、対象となるか。

A II—11)

既存設備の撤去に必要な費用（撤去工事費、処分費等）を含めて、対象となります。

Q II—12) 国や県、その他の団体が実施している補助金を申請済（又は申請予定）だが、補助制度を重複して利用できるか。

A II—12)

同一の省エネ設備について、国や県、その他の団体等が実施する補助制度を利用する場合は対象外となります。

Q II—13) 省エネ設備について償却資産の税等の優遇措置を受ける予定だが、対象となるか。

A II—13)

償却資産の税等の優遇措置については、併用可能であり対象となります。

Q II—14) 本事業期間内に事務所等を新設する場合、当該事務所等に導入する省エネ設備は対象となるか。

A II—14)

申請時点において市内の事業所等で、事業活動を行っている事業者からの申請であれば対象となります。なお、補助対象期間内に導入が完了する省エネ設備が対象となります。

ただし、補助対象期間に発注・購入・納品・支払が完了しない場合は対象外となります。

Q II—15) 事務所や工場に併設されている食堂や休憩所にエアコンや冷蔵庫を設置する場合、補助対象となるか。

A II—15)

事業所活動として使用する場合には、対象となります。なお、居住施設である社員寮は、対象外となります。

Q II—16) 事務所に併設されている駐車場の街灯をLED照明機器に変更する場合、補助対象となるか。

A II—16)

事務所と駐車場が同じ敷地内にあり、一体的に使用している場合は補助対象となります。

III 補助対象経費

Q III—1) 補助対象経費に含まれるものは。

A III—1)

補助対象経費は、市内の販売店や工事業者から導入した省エネ設備の購入費用や据付工事費用、既存設備の撤去費用等になります。

Q III—2) 補助対象経費に含まれないものは。

A III—2)

消費税及び地方消費税、自社内部の取引による経費、各種保証・保険、リサイクル料、振込手数料等です。

Q III—3) 省エネ設備の工事に必要な足場の費用や安全対策費等は補助対象経費に含まれるか。

A III—3)

法令（労働安全衛生規則等）により、工事の際に設置が義務付けられている経費（仮設足場や安全対策費等）は、補助対象経費に含まれます。

Q III—4) 省エネ設備の導入に伴い床面や壁面のクロス等を修復する経費は補助対象経費に含まれるか。

A III—4)

補助対象経費に含まれません。

Q III—5) 省エネ設備の設置に必要となる、建屋の建築及びその基礎工事は対象となるか。

A III—5)

補助対象経費になりません。

Q III—6) 補助対象となる経費は、市内事業者から購入し、市内事業者が設置工事等を実施した省エネ設備に限られるのか。

A III—6)

市内事業者を支援し地域経済の活性化を図るため、市内に事業所や店舗がある事業者（販売店・工事業者）から導入した設備が補助対象となります。

Q Ⅲ— 7) 消費税は補助対象経費に含まれるのか。

A Ⅲ— 7)

消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象外となります。

Q Ⅲ— 8) エアコンや冷蔵庫の処分費が見積書に計上されていた場合、補助対象経費となるか。

A Ⅲ— 8)

エアコン及び冷蔵庫の処分費のうち、リサイクル料のみが補助対象外となります。処分費の中に運搬料が含まれている場合、リサイクル料と運搬費が個別に記載されていれば、運搬料は補助対象経費になります。

Q Ⅲ— 9) 補助対象外のものが見積書に記載されており、運搬料や値引き額が一括で計上されている場合、補助対象経費はどのように計算すればよいか。

A Ⅲ— 9)

出来るだけ別々に見積書に計上してもらうようにしてください。どうしても分けて計上できない場合は、費用按分で計算します。

IV 補助金の額

Q IV— 1) 補助金額に上限はあるのか。

A IV— 1)

上限額を40万円としています。

Q IV— 2) 補助金額の下限は。

A IV— 2)

下限は設けていませんが、補助対象額に2分の1を乗じて得た額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額となりますので、2,000円未満のものは補助金額が0円となります。

V その他

Q V—1) 交付決定後に省エネ設備等に変更が生じた場合どのような手続きが必要か。

A V—1)

宇部市中小企業者等省エネ設備導入補助金変更申請書（様式第4号）の提出が必要となります。補助対象経費が増えた場合でも補助金の上限額は交付決定額となり、経費が減少した場合はそれに伴い補助金額が減額します。

なお、補助金交付決定額の内20パーセント以内の減額の変更をする場合で、補助対象経費の目的を実質的に変更するものでない場合や、省エネ設備の導入に影響のない細部の変更の場合は変更申請書の提出は不要です。

まずは、一度ご相談ください。

Q V—2) 交付決定後に省エネ設備の導入を中止した場合どのような手続きが必要か。

A V—2)

宇部市中小企業者等省エネ設備導入補助金中止届（様式第7号）を市へ提出してください。

Q V—3) 住居は事業所に含まれるか。

A V—3)

住居は事業所に含まれません。

Q V—4) 住居と店舗・事業所が併設の場合は対象になるのか。

A V—4)

住居が店舗・事業所も兼ねる場合は、住居部分と事業所部分が明確に区別されている場合に限り事業所部分のみ対象となります。ただし、明確に区分されていても、住居と共用する省エネ設備は対象外となります。

Q V—5) 予算の上限に達した場合は。

A V—5)

予算の範囲内において先着順で申請を受け付けます。申請期間内であっても、予算額に達した時点で募集を終了します。申請状況等を踏まえ、予算執行状況をウェブサイト等でお知らせする予定です。

Q V—6) 申請書類はどこで取得すればいいか。

A V—6)

申請様式や必要書類については、宇部市のウェブサイトからダウンロードが可能です。

Q V—7) 省エネ設備の購入・更新や経費の支払いなどの期限はありますか。

A V—7)

令和9年2月26日（金）までに実績報告書を提出していただく必要がありますので、それまでに省エネ設備の導入及び支払までが完了している必要があります。

Q V—8) 補助金の受け取り時期はいつか。

A V—8)

宇部市中小企業者等省エネ設備導入補助金交付請求書（様式第10号）を提出いただいてから、3週間程度を想定しています。

Q V—9) 申請から補助金交付までの流れは。

A V—9)

宇部市中小企業者等省エネ設備導入補助金募集要領の「補助金申請から交付までの流れ」を参照して下さい。

Q V—10) 導入した省エネ設備の代金の支払いは、現金以外も可能か。

A V—10)

口座振替、クレジットカード払い（割賦払いは不可）、インターネットバンキングでの支払いも可能ですが、支払いが証明できる書類を提出して下さい。

支払方法	添付書類
現金	領収書の写し（日付・宛名・摘要欄に記入があること）
口座振込	通帳のコピー
インターネットバンキング	金融機関ホームページログイン後の画面を印刷したもので、口座名義人の表記、金融機関名、支店名、店コード、預金種目、口座番号の確認ができるもの
クレジットカード払い	・クレジットカードの利用明細の写し ・銀行口座からの引き落としが確認できる書類（通帳のコピー等）

Q V—11) リース契約は対象となるか。

A V—11)

購入等により所有権が移転する場合を対象としていますので、リース等の賃貸借契約等による場合は対象外となります。

Q V-12) 補助金の振込口座は交付申請者以外の名義も可能か。

A V-12)

交付申請者以外の口座名義には振込できません。

Q V-13) 導入した省エネ設備の管理に関して、注意すべきことはあるか。

A V-13)

導入後5年間は目的外の使用や譲渡、交換、貸し付け、廃棄、又は担保に供しすることはできません。やむを得ず、譲渡等する場合は市長の承認を受けてください。

Q V-14) 今回申請した補助金に係る帳簿等関係書類等に保存期間はありますか。

A V-14)

省エネ設備を導入した年度終了後、5年間は保存してください。

Q V-15) 省エネ設備を導入するに当たり、現地への立ち入り調査は実施されますか。

A V-15)

必要に応じて現地調査を行う場合がありますので、御協力をお願いします。

Q V-16) 市内に店舗があるが、事業主の住所が市外の場合、納税証明書の提出はどのようにすればよいか。

A V-16)

事業主の住所地で住民票を交付してもらい、それを添付して宇部市の市民税課で納税証明書（市税に滞納のないことの証明）を申請してください。

Q V-17) 開業が間もないため、確定申告書の写しが提出できない。事業実態が確認できる書類とはどのようなものを提出すればよいか

A V-17)

開業後の出納簿や取引先との領収書など事業実績がわかる書類の添付をお願いします。また、必要に応じて職員が現地店舗を確認させていただきます。